

総務企業委員会会議録

- 1 日 時 令和4年12月8日(木曜日)
午前9時30分～午前11時07分
- 2 場 所 委員会室
- 3 出席委員 猶野智和 委員長 坪井康男 副委員長
山中佳子 委員 高木法生 委員
岡山隆 委員 村田弘司 委員
山下安憲 委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 委員外出席議員
なし
- 6 出席した事務局職員
石田淳司 議会事務局長 西山聖子 議会事務局副主幹
阿武泰貴 議会事務局主査
- 7 説明のため出席した者の職氏名
波佐間 敏 副市長 志賀雅彦 デジタル推進部長
藤澤和昭 総務企画部長 繁田誠 観光商工部長
白井栄次 上下水道局長 安村芳武 病院事業局管理部長
中嶋一彦 総務企画部次長 竹内正夫 デジタル推進課長
落合浩志 庁舎整備推進室長 岡崎基代 行政経営課長
河村充展 観光政策課長 別府泰孝 商工労働課長
佐伯憲一 施設課長 岡崎輝義 管理業務課長
古川和則 市立病院事務部事務長 古屋壮之 美東病院事務部事務長
- 8 会議の次第は次のとおりである。

午前9時30分開会

○委員長（猶野智和君） おはようございます。ただいまより、総務企業委員会を開会いたします。

それでは、さきの本会議におきまして、本委員会に付託されました市長提出議案14件を審査しますので、御協力をよろしくお願いいたします。

最初に、議案第86号地方公務員法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第87号美祢市職員の定年等に関する条例の一部改正について、議案第88号美祢市職員の退職手当に関する条例の一部改正について及び議案第89号美祢市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定については関連がありますので、会議規則第88条に基づき、一括議題といたします。執行部より説明を求めます。中嶋総務企画部次長。

○総務企画部次長（中嶋一彦君） それでは、議案第86号から議案第89号までを一括で御説明申し上げます。

議案第86号から議案第89号までは、定年延長制度に伴う関係条例の制定及び改廃についてであります。

このたび、国家公務員——国家公務員の定年を引き上げる法律の改正が施行されることとなり、地方公務員においても定年を引き上げる地方公務員法の改正に伴い、本市の条例を整備することといたしました。

初めに、国の定年延長制度の概要について、主なもの6点を御説明いたします。

まず1点——1点目ですが、定年年齢の引上げでございます。

これは、令和5年4月から2年に1歳ずつ定年を引き上げるものでございます。

2点目は、管理・監督職上限年齢制。いわゆる、役職定年制の導入であります。

これは、60歳に達した管理・監督職の職員は、管理・監督職以外の官職に公認等をする管理・監督職勤務上限年齢制が導入されるものであります。

3点目は、定年前再任用短時間勤務の導入であります。

これは、定年前の60歳以降の職員が一旦退職した上で、短時間勤務に移行する定年前再任用短時間勤務制度が導入されるものであります。

4点目は、給与水準の改正であります。

これは、60歳を超えた職員の給与水準が、当分の間、60歳時点の7割水準となるというものであります。

5点目は、退職手当の改正であります。

これは、60歳以降、定年前に退職する場合であっても、定年退職と同様に、退職手当を算定するというものであります。

最後に、6点目ですが、情報提供、意思確認制度の導入であります。

これは、職員が60歳に達する年度の前年度に60歳以後の任用、給与、退職手当の制度に関する情報提供を行った上で、職員の60歳以後の勤務の意思確認を行うというものであります。

以上の内容を踏まえまして、条例の整備を行うものであります。

まず、議案第86号は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

これは、定年延長制度の創設に伴う地方公務員法の一部改正に基づき、現行の再任用制度から、定年前再任用短時間勤務職員制度への変更に係る所要の改正や、60歳を超えた職員の給与を7割水準にするなど、関係11条例の一部改正一条例の廃止を行うものであります。

次に、議案第87号は、美祢市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

これについては、国家公務員法及び地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年——定年について60歳から65歳に引き上げるとともに、管理・監督職の上限年齢及び対象となる職を定める等の改正を行うものであります。

議案第88号は、美祢市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

これについては、国家公務員法の一部改正に伴い、定年延長期間である60歳以後、退職した職員の退職手当を当分の間、定年退職と同様に取り扱うなどの改正を行うものであります。

また、この改正に併せ、早期退職希望者募集制度を整備するものであります。

議案第89号は、美祢市高齢者職員の部分休業に関する条例の制定についてであります。

これについては、国家公務員法の一部改正に伴い、定年延長期間である60歳以後退職した職員の退職手当を、当分の間、定年退職と同様に取り扱う——申し訳ございません。

議案第89号です。

これは、定年延長制度の導入に併せ、高齢期職員の多様な働き方のニーズに答えるための選択肢の一つとして、55歳以上の職員の勤務時間を短縮可能とする高齢者部分休業制度を導入するものであります。

なお、これらの条例は、一部の公布の日を除き、令和5年4月1日から施行するものであります。

説明は以上です。

○委員長（猶野智和君） 説明が終わりました。各議案に対する質疑はございませんか。坪井副委員長。

○副委員長（坪井康男君） ちょっと細かいことで質問をいたします。

先ほど、管理・監督職にある者は云々というのがありました。

で、これは、ちょっと具体的に60歳を過ぎた方は、例えば、部長職に就く——就かないとか就けないとか、あるいは課長職に留められないとか、何かその辺の具体的なことを御説明願いたいと思います。

○委員長（猶野智和君） 中嶋総務企画部次長。

○総務企画部次長（中嶋一彦君） ただいまの坪井副委員長の御質問にお答えいたします。

まず、管理職——管理・監督職の管理職でございます。

こちらのほうは、現在、美祢市では6級、7級で言いますと6級、7級です。

いわゆる6級といたしますが、課長、それから主幹クラスの職が6級です。

それから、7級でございますが、7級は部長職、部長、それから、部次長、これが7級に当たります。

それで、今回の改正に当たりましては、その6級、7級の管理職、こちらにいた職員は、管理職を外れまして、5級——要するに、今、5級というのが美祢市で言いますと、副主幹——副主幹クラスになりますので管理職以外の副主幹、5級に降職という形になりますので、現在の管理職から外れるというところでございます。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 坪井副委員長。

○副委員長（坪井康男君） そうしますと、もう一つの再任用制度っていうのはありますよね。現在の再任用制度っていうのは、改めて任用されて、それ相当の役職に

就いておられますよね。これとの兼ね合いっていうのが、よくピンとこないんですが、御説明を願いたいと。

○委員長（猶野智和君） 中嶋総務企画部次長。

○総務企画部次長（中嶋一彦君） ただいまの坪井副委員長の御質問にお答えいたします。

現在の再任用制度、これにつきましては、今回の改正によりまして廃止となります。

つきましては、現在、令和5年度以降は、段階的に定年年齢が伸びる——伸びることになっておりますけれども、定年齢以降は最大で——最高で65歳まで、新たに暫定再任用制度というものがありますので、例えば、令和5年度以降、61歳——61歳が定年年齢といたしますと、60歳——今までの定年60歳から61歳、1年間は新しい定年——いわゆる定年延長の制度に乗っかりまして、それ以降は、暫定再任用という形になります。

具体的には、60歳の現在の定年以降の職につきましては、先ほど御説明いたしましたけれども、例えば、7級の職で60歳を超えた職員につきましては、まず、定年延長の61歳までは7級から5級という職になります。

で、そのあと、暫定再任を希望された職員につきましては、新たに再任用の——暫定再任用の給料表に基づきまして、5級の職と——職に就くという形になりますので、給料は、同じ定年延長の5級といえども——5級と——暫定再任用の5級といえども、給料表は変わりますので、給料は変わります——変更となります。

それから、役職につきましても、現在のところ60歳から61歳まで、先ほどの具体例で示しますと、60歳から61歳までの定年延長の職は、やはり室長、それから、園長クラスのA群、それから、その後、暫定再任用を希望された職員につきましては、それ以外のB群といった職に変わるというものでございます。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 坪井副委員長。

○副委員長（坪井康男君） A群とかB群とか、要するにね、具体的なイメージを知りたいんですよ。

皆さん方、例えば今、部長さんいらっしゃいますよね。61歳になったら、来年、部長職はもう外れるんですかという具体的な説明をお願いしたいんです。

○委員長（猶野智和君） 中嶋総務企画部次長。

○総務企画部次長（中嶋一彦君） ただいまの坪井副委員長の御質問にお答えいたします。

現在、想定している具体的な職と申しますのが、A群では、例えば、IJUの定住促進、結婚相談——結婚支援室長、それとか、人権推進室男女共同参画推進室長、こういったものをA群とすることを考えて想定しております。

それから、B群といいますのが、例えば、社会復帰促進センターの診療所副所長と、それから工事監査室長、そういったものをB群と——申し訳ありません、ちょっと訂正させていただきます。

B群のほうは、出張所、公民館の長、それから、衛生関係施設の長、こういったものをB群というふうに今、想定——現在想定しております。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 坪井副委員長。

○副委員長（坪井康男君） 私が質問したかったのは、今、あそこ、皆さん、役職の方いらっしゃるよね。60歳になったら、やっぱりそれお辞めになるんですかという、非常にシンプルな質問なんです。

で、要するに、定年制は延長になるけれど延長期間は、要すれば、何て言いますか、別の職に移ってもらいますよと、そういう理解でいいかっていう、そういう質問です。

○委員長（猶野智和君） 中嶋総務企画部次長。

○総務企画部次長（中嶋一彦君） 坪井副委員長の御質問にお答えいたします。

先ほど坪井副委員長が言われた通りの——言われた内容が、ほぼそういうことでございますけれども、具体的には、今まで管理職であった部次長、課長、そういった職員が、管理職から外れて、その職に就くというものが概要でございます。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 村田委員。

○委員（村田弘司君） ちょっと、今の坪井副委員長の御質問とも関連しますが、恐らく、今の非常に中嶋課長が丁寧に説明されたから、私のほうもよく分かったんですが、ただ、今、MYTを見られて、聞かれた方々が、市民の方はちょっとぴんとこないことがあると思いますので、その意味を含めて、ちょっとお伺いします。

議案第86条86号ですね、この6ページ——配付を受けたこの資料のですね、その定義の中に、第2条というのがありますね。いいですか。その中に、暫定再任用職員、それから、暫定再任用短時間勤務職員、そして、定年前再任用短時間勤務職員、この3つが入ってますよね。

今、坪井副委員長の質問の中に、回答の形で、暫定再任用職員とかいう言葉が出てきました。意味分かったんですが、この3つが非常に言葉が似通っておるけれども、中身が違っておる。いろんな法律的なものの根拠が違っておるところですんで、これを比較した形で、この3つがどういうものなのかということ、簡略に説明してもらおうと、私も市民の方も分かりやすいと思いますんで、よろしくお願ひします。

○委員長（猶野智和君） 中嶋総務企画部次長。

○総務企画部次長（中嶋一彦君） ただいまの村田委員の御質問にお答えいたします。

まず、定年前再任用短時間職員でございます。

こちらのほうは、定年前60歳以後の職員が、一旦退職した上で、短時間勤務に移行する制度でございます。そちらのほうは、その職員の定年年齢まで勤められるという制度でございます。

それから、暫定再——暫定再任用職員——暫定再任用職員と申しますのは、先ほど少し触れさせていただきましたけれども、例えば、令和5年度以降に定年が61歳、いわゆる、その制度上の定年延長で61歳まで正規の職員として勤めた職員が、それ以降、最大で65歳まで——現在の制度でも、65歳まで再任用で勤められますので、業務に当たることができますので、次回の制度——新しい制度は、定年延長後の——定年延長後に、その業務を継続——継続する——継続を希望する職員については、最大で65歳まで、いわゆる、現在の再任用職員と同じような形で、当然、管理職も外れますけれど、管理職外れた状態で、最低65歳まで勤められるといったものでございます。

○委員長（猶野智和君） よろしいですかね。村田委員。

○委員（村田弘司君） 中嶋課長、今、3つ、この今の定義の第2章の中にあるんで、説明を受けたのが、暫定再任用職員と、それから、定年前再任用短時間勤務職員の説明を受けました。

1つ抜けとるのが暫定再任用短時間勤務職員というのがあるんですね。これは何でしょうか。

○委員長（猶野智和君） 中島総務企画部次長。

○総務企画部次長（中嶋一彦君） 失礼いたしました。

暫定再任用の短時間勤務職員と申しますのは、先ほど御説明いたしました、新たな定年延長の後に職に就きます、いわゆる暫定再任用の職員で、いわゆるフルの勤務ではなく、例えば、週——フルで週5日であったものが、フルで週3日を希望する職員につきまして、いわゆるパート——パートといった形で採用される職員を、暫定再任用短時間勤務という内容でございます。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 村田委員。

○委員（村田弘司君） 中嶋課長、分かりやすい説明ありがとうございました。

説明するほうも、恐らく法律がこうなるとるんで、非常に紛らわしい語句を使っておられるんで、国のほうは。説明するほうも難しかったと思いますけれども、私も今聞いとって、理解できましたんで、納得です。ありがとうございました。

御無礼、課長じゃなかったですよ。格下げしちゃあいけん。総務部次長でね、課長の上やった。大変申し訳なかった。訂正をいたします。

○委員長（猶野智和君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） それでは、質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、各議案に対する討論を行います。御意見はございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、最初に、議案第86号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第87号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第87号は原案のと

おり可決されました。

次に、議案第88号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第89号を採決いたし——採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第84号令和4年度美祢市水道事業会計補正予算（第1号）を議題いたします。執行部より説明を求めます。岡崎管理業務課長。

○管理業務課長（岡崎輝義君） 議案第84号令和4年度美祢市水道事業会計補正予算（第1号）について御説明をいたします。

このたびの補正は、令和5年度に着手する予定でありました於福地区管路更新事業JR美祢線石入踏切下の推進工事を西日本旅客鉄道株式会社との協議によりまして、令和4年度、令和5年度の2か年で行うこととし、これに伴う事業費を追加するとともに、債務負担行為を新たに定めるものであります。

補正予算書の予算の実施計画で説明をさせていただきます。

補正予算書3ページ、4ページを御覧ください。

まず、収益的収入及び支出でございます。

収入につきましては、建設改良費の追加に伴い、下から2行目の営業外収益の消費税還付金を160万9,000円追加し、収入合計を8億5,027万1,000円とするものであります。

なお、この補正は、消費税還付金の追加でありますので、予算から見ました税抜き収益的収支は、既決予算と同じく当年度純利益1,891万8,000円の予定となるものであります。

次に、資本的収入及び支出でございます。

補正予算書5ページ、6ページを御覧ください。

支出の表の説明欄を御覧ください。

建設改良費の排水——排水設備改良費におきまして、於福地区管路更新事業の推進工事を1,770万円追加し、支出の合計を15億3,054万3,000円とするものであります。

補正予算書の1ページを御覧ください。

第3条の資本的収入及び支出の本文の下から4行目になります。

この補正によりまして、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億7,459万8,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額9,329万2,000円、過年度分損益勘定留保資金6,963万1,000円、当年度分損益勘定留保資金1億1,167万5,000円で補填するものであります。

続きまして、補正予算書の2ページを御覧ください。

於福地区管路更新事業の推進工事を2年間で行うことによりまして、債務負担行為の期間を令和5年度とし、限度額を2,645万3,000円と定めるものであります。

以上で説明を終わります。

○委員長（猶野智和君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 今、説明がありましたけれども、この於福地区管路更新事業ということで1,770万円がついております。これの管路の更新ということで、なかなか於福地区にあつては、こういった管路の新設が遅れとったということをちょっと聞き——過去に聞いたことがあります。

それで今回、管路の更新ということで、今後、何所帯ぐらいが、この水道として使用できるんか——また、使用できるかどうか、それから、大体管路としてはどの——どのぐらいの程度の布設が行われるかどうか、この辺が分かれば説明願います。

○委員長（猶野智和君） 岡崎管理業務課長。

○管理業務課長（岡崎輝義君） ただいまの御質問にお答えします。

このたびは、管路の更新でございますので、今使われている方の世帯数と同じでございます。ちょっと、世帯数までは、今——今ちょっと資料にございませんので、何——何世帯というのはちょっと分かりませんが、今の現状と変わらないという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 岡山委員。

それで、この管路の最高——最新事業ということで、こういった管路については——何ていいますか、かなり30年前——40年——かなり古い管路とっております。ビニール管のVPか何かじゃないかと思えますけど、この更新によって、管路についてはどういった管——管路になったかどうか、これについてお尋ねします。佐伯施設課長。

○施設課長（佐伯憲一君） 岡山委員の御質問にお答えしたいと思います。

このたび、更新する今、既設管——今まで布設されていた管につきましては、昭和54年頃に布設されたものでございます。

管種につきましては、高質塩化ビニールVP管のファイル、直径になりますけど75ミリメートルの管が、今、既設管としてございます。

その管につきましては、このたびの更新事業で、ダクタイル鋳鉄管、これ、形が一緒で75ミリを布設替するわけですけど、この管については、耐震管を——耐震管と言われる管を布設するものでございます。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） ありがとうございます。

今後、こういった鋳鉄管については、かなり耐震強度が、今までのビニール管に比べれば——比べたら、長くもつと思っておりますけれども、一応、予定として今回敷設した場合、どの程度は30年——20年なのか、30年、40年なのか、どの程度想定して、今、こういった鋳鉄管の耐震管を布設しているかどうか、最後にお尋ねします。

○委員長（猶野智和君） 佐伯施設課長。

○施設課長（佐伯憲一君） ただいまの岡山委員の御質問にお答えしたいと思います。

何年ぐらいもつかという話だろうと思うんですが、これは、地方公営企業法施行規則では、水道用の配水管の耐用年数は約40年となっておりますのでございます。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） ほかに、ほかにございますか。村田委員。

○委員（村田弘司君） 今回の補正、踏切の下を通す推進事業ということで、JR西日本との協議が完全に整ったんだろうというふうに思います。今までも、恐らく大分

苦労されたと思います。勝手に線路の下を市道管通すことできませんので。これで、債務負担行為も2,645万3,000円出てますんで、協議は完全に調整が整ったということで理解してよろしいですか。それだけです。

○委員長（猶野智和君） 白井上下水道局長。

○上下水道局長（白井栄次君） ただいまの村田委員の御質問にお答えいたしたいと思います。

おっしゃるとおり、今回の工事によりまして——おきましては、JR西日本との協議は、全て整ったという御理解でよかろうかというふうに思います。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 村田委員。

○委員（村田弘司君） 安心をいたしました。これからもよろしく願いいたします。

○委員長（猶野智和君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第84号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第91号新市基本計画の一部変更についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。岡崎行政経営課長。

○行政経営課長（岡崎基代君） それでは、議案第91号新市基本計画の一部変更について御説明いたします。

最初に、これまでの新市基本計画の経緯について御説明いたします。

新市基本計画は、市町村の合併の特例に関する法律に基づき、平成19年3月に美祢市・美東町・秋芳町合併協議会により策定されたもので、この計画を根拠として、本庁舎整備事業等を行っているものであり、また、この計画が、合併推進債を活用

した財政措置を受ける条件となっております。

当初、この財政措置期間は10年間となっておりますが、法改正により、平成29年度に15年間とされたことにより、現在、新市基本計画の計画期間は、平成20年度から令和4年度までの15年間、合併推進債発行可能期限——期間は令和4年度までとなっております。

また、合併推進債につきましては、令和3年4月の合併特例事業推進要綱の改正により、発行可能期間内に、実施計画に着手した事業に対して、財政措置対象期間に含む措置を講じることが示されたところでございます。

現在、本庁舎、各総合支所の整備事業を実施しておりますが、令和4年度の新市基本計画の計画——計画期間終了後において、合併推進債の経過措置を適用し、計画に掲げる事業を実行するためには、新市基本計画への事業名、実施機関等の追記により、対象事業の明確化と経過し——経過措置期間に係る財政計画の追加が必要となります。

以上により、同計画の一部変更について、市町村の合併の特例に関する法律第6条第6項の規定により、市議会の議決を求めるものでございます。

計画の一部変更の内容については、資料2ページを御覧ください。

中ほど46ページ、変更後の部分でございますが、事業名、実施機関等の追記による対象事業の明確化として、本庁舎、総合支所の実施計画の着手、実施完了予定について追記をしております。

また、その上5ページ、変更後の部分でございますが、経過措置期間に係る財政計画の追加として、計画期間を平成20年度から令和8——8年度までとし、変更後の財政計画案を6ページに掲載しております。

議案第91号の説明については以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） なし。質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、議案第91号を採決いたします。本案について、原案のとおり決するこ

とに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

次からの議案第92号から議案第94号までの3件は、新本庁舎建設工事に関連する請負契約の一部を変更するための議案です。

これに関連して、昨日、新庁舎等建設特別委員会が開催されましたが、執行部から十分な説明がなされなかったと思っております。

つきましては、この議案3件につきましては、後日、開催される予定の特別委員会の後に審査いたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 御異議なしと認めます。

それでは、改めて日程は、お知らせしたいと思います。

次に、議案第95号美祢市有線テレビ放送施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。竹内デジタル推進課長。

○デジタル推進課長（竹内正夫君） 議案第95号は、美祢市有線テレビ放送施設の指定管理者の指定についてであります。

美祢市有線テレビ放送施設の指定管理者の指定期間が、令和5年3月31日をもって指定管理期間が満了となることに伴い、当施設の性質、目的から、山口ケーブルビジョン株式会社を公募によらない指定管理者として、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間再指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求めます。

説明は以上です。

○委員長（猶野智和君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第95号を採決いたします。本案について、原案のとおり

決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第100号美祢市秋芳名水特産品直売所及び美祢市秋芳名水ふれあい広場の指定管理者の指定についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。河村観光政策課長。

○観光政策課長（河村充展君） 議案第100号は、美祢市秋芳名水特産品直売所及び美祢市秋芳名水ふれあい広場の指定管理者の指定についてであります。

現在、秋芳名水特産品直売所及び秋芳名水ふれあい広場の指定管理者として、堅田地区を指定しておりますが、令和5年3月31日をもって指定期間が満了となります。

つきましては、両施設の施設——性質、目的から、供用開始当初から、両施設の管理運営を目的に設置されております堅田地区を、公募によらない指定管理者として令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間再指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求めるものでございます。

説明は以上です。

○委員長（猶野智和君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第100号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第100号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第101号美祢市勤労福祉会館及び美祢市勤労者総合福祉センターの—美祢勤労者総合福祉センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。別府商工労働課長。

○商工労働課長（別府泰孝君） 議案第101号美祢市勤労福祉会館及び美祢勤労者総合福祉センターの指定管理者の指定について説明いたします。

現在、美祢市勤労福祉会館及び美祢勤労者総合福祉センターの指定管理者については、企業組合美祢市中高年雇用福祉事業団を指定しており、令和5年3月31日をもって指定管理期間が満了となります。

このことから、新たな指定管理者を指定するにあたり、美祢市公の施設の指定管理者の指定手続に関する条例並びに同条例施行規則美祢市管理者候補者選定審査会要綱に基づき、公募形式により諸手続を行ってまいりました。

その結果、応募者は企業組合美祢市中高年雇用福祉事業団のみであり、この1者について、指定管理者候補者選定委員会における審査を経て、同事業者を候補者と決定しました。

つきましては、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間、美祢市勤労福祉会館及び美祢勤労者総合福祉センターを一括管理する指定管理者に、企業組合美祢市中高年雇用福祉事業団を指定するにあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求めるものでございます。

なお、次ページ以降、施設や団体の概要並びに選定結果等についてお示しをしておりますが、説明については省略させていただきます。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第101号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第101号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第102号美祢市道の駅おふくの指定管理者の指定についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。別府商工労働課長。

○商工労働課長（別府泰孝君） 続きます。議案第102号美祢市道の駅おふくの指定管理者の指定について説明いたします。

現在、道の駅おふくについては、美祢観光開発株式会社を指定管理者として指定をしているところでございますが、令和5年3月31日をもって指定管理期間が満了となるため、このたび、当施設と会社の設置目的が一致する美祢観光開発株式会社を公募によらない指定管理者として、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間再指定するにあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求めるものであります。

指定するにあたっては、美祢市指定管理者候補者選定審査会において、候補者の選定方法については、公募によらず美祢観光開発株式会社を候補者とすることや指定管理期間を3年間とすることなどが決定され、申請者によるプレゼンテーション並びに提出書類に対する審査を踏まえた指定管理者候補者の決定に基づき、令和5年4月1日からの3年間再指定するものでございます。

なお、次ページ以降、施設や団体の概要並びに選定結果等についてお示しをしておりますが、説明については省略させていただきます。

説明は以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。山中委員。

○委員（山中佳子君） 選定結果の配点なんですけれども、昨年度は500点満点だったと思うんですね、昨年出たとき。今回は400点ということですが、配点基準がどのよう——配点と基準点も変わっておりますが、どん——なぜこのようなことになっているのでしょうか。

○委員長（猶野智和君） 別府商工労働課長。

○商工労働課長（別府泰孝君） 山中委員の御質問にお答えいたします。

このたびの審査会においては、審査委員5名のうち、1名欠席となられて4名において審査をしていただいております。1人当たりの配点が100点ということですので、このたびにつきましては400点が満点ということになりました。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 山中委員。

○委員（山中佳子君） それでは、先ほどの議案の名水——秋芳のあちらも400点になっていますけれども、やっぱり4人の出席者だったということでしょうか、配点。

○委員長（猶野智和君） 河村観光政策課長。

○観光政策課長（河村充展君） ただいまの山中委員の御質問にお答えしたいと思います。

秋芳名水ふれあい広場、直売所につきましては、審査委員4名で対応させていただいておりますので400点満点ということとなっております。

以上です。

○委員長（猶野智和君） では、ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第102号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第102号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第103号美祢市農林資源活用施設の指定管理者の指定期間の延長についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。別府商工労働課長。

○商工労働課長（別府泰孝君） 続きまして、議案第103号美祢市農林資源活用施設の指定管理者の指定期間の延長について説明いたします。

現在、美祢市農林資源活用施設については、美祢農林開発株式会社を指定管理者として指定をしているところでありますが、令和5年6月30日までの3か月間延長するにあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求めるものでございます。

指定期間——指定管理期間を延長する理由について御説明いたします。

今年度、美祢農林開発株式会社と美祢観光開発株式会社の2つの第三セクターの

統廃合を検討する過程におきまして、美祢農林開発株式会社が担っております事業について、民間事業者による実施が可能か否かについて調査検討を行ってまいりました。

その結果、美祢農林開発株式会社が担う美祢市農林資源活用施設での事業と美祢社会復帰促進センターでの刑務作業については、事業——事業の大部分を民間事業者に委ねることが可能であると判断したところであり、このうち、美祢市農林資源活用施設での事業については、今後、新たな民間事業者を指定管理者として選定し、事業を実施することにいたしました。

なお、新たな指定管理者は、公募による選定が適切と考えており、選定に伴う手続きから事業を開始するまでの準備期間等を考慮し、新たな指定管理者による事業開始は、令和5年7月1日からとする予定でございます。

したがいまして、事業の継続性も考慮し、美祢農林開発株式会社による指定管理期間を、令和5年6月30日までの3か月間延長するものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。坪井副委員長。

○副委員長（坪井康男君） そうしますと、美祢農林開発株式会社は、これ、解散になるんですか。それとも、美祢観光開発——何か経営統合っていうことをおっしゃいましたけど、統合って何ですか。

要するに、美祢農林開発を消滅するという理解でいいんでしょうかっていう質問です。そこが、どうもはっきりしないんですよ。お願いいたします。

それと、刑務作業については、単純に業務委託、民間に。誰が委託するんですか。

そもそも、刑務作業というのは誰が主体なんです、という極めて素朴な質問です。意味が分かりましょうか。

○委員長（猶野智和君） 別府商工労働課長。

○商工労働課長（別府泰孝君） 坪井副委員長の御質問にお答えいたします。

まず、美祢農林開発株式会社の今後につきましては、美祢観光開発株式会社に吸収合併するという方法をとりたいと考えております。

2点目、刑務作業の主体につきましては、刑務作業そのものの主体というのは、その刑務作業を提供する事業者が主体ということになりますので、新たな民間事業

者の方が、美祢社会復帰促進センターと刑務作業の契約を締結するという形になります。

しかしながら、これまでのこの竹箸事業をしてきたその施設の関わり等もごさいますので、市として、今後、どう関わっていくべきか、どう支援していくかというところにつきましては、現在、検討しておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 坪井副委員長。

○副委員長（坪井康男君） 一番最後のところです。

今まで、刑務作業を美祢市で提供いたしますから来てくださいねっていう運動を展開したんですよ。やってるうちに、うまくいかなんだったっていう、だからごめんなさい、やめますとそんな話ですかね。

私はね、もうちょっと何か、何かスカッとしないんです、お話としてね。で、別にいちゃもんつけるつもりはないですよ。ないけれど、何だかすっきりしないんですよ。

それと、少なくとも、美祢農林が直営で竹箸事業やっているときは、もうむちゃくちゃにもう大失敗ですよ、とんでもない話ですよ。平成19年から何年ですかね——今日まで15年ぐらいですか。4億円の金つぎ込んでるんですよ、それを私はどうしても理解できないのは、一民間会社が、はい、承知しました。分かりました。引受けてちゃんとやりますと、そこが何か理解ができないんです。

そこら辺を、もうちょっと詳しく——詳しく説明してください。そうでないと、この話は納得いきません。

それで、そんな一民間会社がうまくやれるものなら、何で美祢農林開発がもうちょっと頑張らなかったって。いいかげんなことをしたからじゃないんですか。そこなんです。その説明が一切ない。知らん顔して、もう民間会社に引き受けていただきます、以上って。これは、おかしいじゃないですか、話としては。もうちょっと、きちんとした丁寧な説明してください。理解できません。

○委員長（猶野智和君） 繁田観光商工部長。

○観光商工部長（繁田 誠君） ただいまの坪井副委員長の御質問にお答えをいたします。

今年度、サウンディング調査というものを行ってまいったところでございますけ

ども、これにつきましては、長年の坪井副委員長も常々御指摘いただいたとおり、美祢農林開発株式会社の収支改善が、なかなか長期にわたって進展が難しいということもありまして、美祢市として所有する美祢農林資源活用施設の有効活用を図るということと、刑務作業につきましては、竹箸事業の現在の生産量や販売量、販売額というものが思わしくないという点で、新たな刑務作業の開発はできないかという点に——におきまして、サウンディング調査を実施したところでございます。

今、御指摘のありました竹箸事業につきましては、サウンディング調査の開始に当たりましては、竹箸事業にこだわらず、新たな刑務作業というものが、美祢市と美祢社会復帰促進センターと新たな民間の会社によって、地域の課題を解決するという主眼において、方策をしていろいろと民間のヒアリングを行ってきたところでございます。

民間ヒアリングの中で、現在、竹材に関します事業者がありましたことから、その竹材の会社に現在の竹箸事業の説明をしたり、そのほかの刑務作業についても可能性がある旨を全般的にお示しして、ヒアリングしたところですが、その会社が、もともと竹材の専門会社であり、現在、都市圏等の販売チャンネルを持ち、いろんな竹材の活用製品をつくられておるということで、美祢市の竹箸事業が今の現在のしかし——しかる消費であるとか、そういった部分で、なおかつ、美祢社会復帰促進センターのセンター生が活用した刑務作業であるということが、大変すばらしいことだという御理解をいただいて、これは都市圏の消費者にもストーリー性を持って、パッケージやその物語を構築して販売すれば、現在の販売額よりも大幅に製品を高い値段で販売しても販売が可能であるという御意見であり、竹箸事業に引き続き着手して、美祢市の竹材の魅力を都市圏に届けたいという御意見でありましたので、現在の結果となり、今後、改めて契約なりをしてまいりたいというところでございます。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 坪井副委員長。

○副委員長（坪井康男君） 最後の念押し確認です。

新たに、刑務作業の指定管理者になられるところに対して、市は補助金等々、一切支出はゼロでしょうねという念押し確認です。

○委員長（猶野智和君） 繁田観光商工部長。

○観光商工部長（繁田 誠君） ただいまの坪井副委員長の御質問にお答えをいたします。

刑務作業に関しまして、美祢社会復帰促進センターと契約する民間事業者は、まず、指定管理者ではございません。事業の契約者ということでございます。

これまで、美祢農林開発株式会社に関しましては、竹材等の資源活用ということで、補助金を交付してまいりましたけども、新たな事業者につきましても、当面の間、これから始めるということで、今から竹材を美祢市の流域産の竹材を集めて、それを、今から商品の製品化を——これまで以上に高級な竹箸として開発をします。そして、それをストーリー性を持った内容とパッケージデザイン等考えて、都市圏に販売をしていくということで、当面の間は、美祢市のそういった竹材の繁茂対策や、センター生との刑務作業の協力等を考えまして、その収支が軌道に乗るまでの間、竹材等の補助金を交付してまいる所存でございます。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 坪井副委員長。

○副委員長（坪井康男君） やっぱりそうでしたかっていう話ですよ。

単純に美祢農林がそこに変わっただけの話じゃないですか。あのねえ、私は、だんだん執行部のおやりになる話が信用できなくなった。

行き詰まれば何か姿形だけ変えて、はい、問題解決いたしましたと、これじゃあ、何のことや意味分かりませんよ。

だから、質問して一枚一枚剥がしていくと、何かおかしいことが隠れてるんですよ。もうこれ以上申し上げてもしょうがないから、終わりますけどもね。

多額の補助金を絶対に出さないという約束をしてください。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 答弁はいいですね。約束は無理でしょうから。（発言する者あり）ほかにございますか。岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 今後、美祢農林開発——農林の指定管理、今後、美祢観光開発と吸収合併ということでありまして、もう既に説明ありましたけれども、美祢農林で働く方の職員、これについては、吸収合併した際には、雇用確保はきちっと対応されるということは言われました。

それで、実際人数が何人やったかなということ、ちょっと大分職員としては減

ってきているけれども、対象は何人やったかということをもさらに聞きたいと同時に、その辺をまず大事な点でありますので、説明されているけど、再度、実際、正式な人数は何やったか確認します。

○委員長（猶野智和君） 別府商工労働課長。

○商工労働課長（別府泰孝君） 岡山委員の御質問にお答えいたします。

美祢農林開発株式会社の農林資源活用施設のほうで働いてらっしゃる従業員につきましては、パートを含め6名というふうに伺っております。

この方たちの今後につきましては、まず、新たに事業参入を希望されている事業者につきましては、それぞれ、ぜひ、その従業員様を引き継いで雇用させていただきたいというような御意向を示されておりますので、まずは、そういったところでのお話を——になろうかと思っております。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 具体的に分かりました。

それで今——今後の刑務作業については、今、説明があったように、高級の箸の製造ということでありました。それで、今実際、もう市が提供している箸をつくるにあたっての製造機器、機械ですよね。これは、古いと——もう既に、古いということも聞いておりますけれども、これについては、その機械を使って、今後、参入する民間事業者が、それを活用するんか、それとも、交付金とか市が半分ぐらい——何ていうか、営農関係と同じように新しい機械を入れたときには半分補助するとか、いろんなパターンがあると思いますけれども、その辺については、どのような御見解かお尋ねします。

○委員長（猶野智和君） 別府商工労働課長。

○商工労働課長（別府泰孝君） 岡山委員の御質問にお答えいたします。

参入意欲のある事業者様につきましては、現地のほうも確認を——現地確認等もいろいろしていただいております。現在、使用している機械につきましては、メンテナンスを加えながら、使えるものは引き続き使っていきたいということでした。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） ほかに。村田委員。

○委員（村田弘司君） これも、さっきの坪井副委員長の質問に関連しますけれども、補助金を新しく第三セクター指定管理から離れて、民間がこの事業を受けられるということなんですね。

それで、補助金を出すか出さないかという今質問があつて、その答えはなかったんですが。なくて当然だろうと思います。行政——執行部のほうは、予算を調整をして、そして、それを執行する権限を持っていますけれども、全ての意思決定を行うのは、最高意思決定機関が議会サイドにありますので、議会が責任を持って補助金を出すか出さないかということは決めるわけでありまして。

ですから、そのことを踏まえた上で、今後、十二分に執行部におかれては、予算をもし補助金の予算を出せるようであれば調整をして、議会サイドが納得できるようにお願いをしたいと思ひます。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 山中委員。

事業の大部分を民間事業者に委ねるということですがけれども、竹箸のほかに、タケノコの水煮などがあつたと思ひますけれど、その事業はどうなるんでしょうか。

○委員長（猶野智和君） 別府商工労働課長。

○商工労働課長（別府泰孝君） 山中委員の御質問にお答えいたします。

竹箸——失礼——失礼しました。タケノコの水煮事業につきましては、農林資源活用施設の管理運営と併せて、指定管理業務に含むという予定にしております。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第103号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 全員異議なしと認めます。よつて、議案第103号は原案の

とおりの可決されました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案11件の審査を終了いたしました。

その他、委員の皆さんから、何かございましたら御発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） それでは、ここで執行部の入替えがありますので、55分間で休憩いたします。

午前10時43分休憩

午前10時55分再開

○委員（猶野智和君） 休憩前に続き、会議を開きます。安村病院事業局管理部長。

○病院事業局管理部長（安村芳武君） それでは、美祢市立2病院の経営状況について説明させていただきたいと思いま——思います。よろしいでしょうか。各病院の事務長より説明させます。

○市立病院事務部事務長（古川和則君） 市立病院における令和4年度10月までの経営状況を説明いたします。

資料1ページを御覧ください。

まず、医業収益のうち入院収益では、4月から10月までの期間における収益累計額としまして5億5,109万3,555円、前年度同月で——比較で2,795万995円の増加となっております。

これは、入院患者におきまして、昨年度は1万9,166人でありましたが、今年度は1万7,681人で1,485人の減少となっておりますが、1人当たりの診療単価が3,874円増加の3万1,169円となりましたことが、収益増加の要因となっております。

こちらの内容としましては、整形外科手術の増加、コロナ患者入院によりまして、こちらのほうが、中等症の方がかなり多く入っておりますので、入院単価が増加をしております。

次に、外来収益でございますが、本年度では2億5,815万518円となりまして、対前年度比で七千——794万2,315円の収益増加となっております。

これは、外来患者数では、前年度比で123人減少しておりますが、こちらも1人当たり、外来収益の単価が427円増加していることが要因となっております。

この要因につきましては、7月以降の発熱外来におります検査料の増加が挙げられます。

続いて、その他医業収益では、対前年度比861万3,994円減少の1億255万5,786円となっております。

主な要因としましては、現在、高齢者医療従事者等に4回目、5回目のコロナワクチン接種が求めら——進められておりますが、接種開始時期がずれ込んだことや、対象者が限定されたことによりまして、接種人数が減少しております。これによりまして、公衆衛生活動収益の大幅な減少を招きまして、それに加えて、コロナ患者受入れに伴います一般患者向けに個室病床が使用できない状況となっております、必要差額収益の減少も影響しております。

以上によりまして、本年度の医業収益累計額としましては、対前年度比2,727万9,316円増加の9億1,179万9,859円となっております。

これに対しまして、医業費用につきましては、給与費で総合診療科常勤医師2名の増員等によりまして1,931万円の増加、また、材料費では、昨今の社会情勢の影響を受けまして、コロナ患者受入れに伴います治療薬使用料の増加、ジェネリック医薬品の流通量の大幅な減少に伴いまして、やむを得ず先発医薬品へ切替えたことに伴います薬品費の増加、また、診療材料費の調達経費の高騰、さらに、経費では、重油単価の状況に加えまして、特に、7月以降の電気代の大幅な高騰により、医業費用全体としましては、対前年度比7,387万2,586円増加の10億8,829万9,741円となっております。

これによりまして、10月末現時点での医業収支になりますが、これは中段の黄色の欄を御覧ください。

対前年度比で4,659万3,252円悪化の1億7,604万9,882円の損失となっております。

次に、医業外収益でございますが、他会計負担金及び他会計補助金では、特別地方交付税措置の算定基礎額の見直しや、病床数削減、医師の異動に伴います対象経費の変動によりまして増減しております。

また、県支出金、これはコロナ患者受入れ病床確保のための空床補償になりますが、本年4月から、受入れ病床を4床増加したことによりまして4月から6月分として、対前年度比で3,104万4,000円増加をしております。

長期前受金戻入れにつきましては、資産の減価償却費に含まれます補助金相当額

を収益化するもので、昨年度、コロナ完全補助——関連補助金を活用して購入しました医療機器等、主にはCT撮影装置の補助金が対象になっております。対前年度比では対象となり、対前年度比で増額となっております。

これらによりまして、当年度10月末時点の経常収支としましては、対前年度比4,865万4,645円改善の6,117万295円の純利益となっております。

給与費等の年度間——関連数値調整後の経常収支としましては、一番下になりますが、対前年度比で3,455万6,645円改善の7,224万8,705円の純利益となっております。

市立病院については以上でございます。

○美東病院事務部事務長（古屋壮之君） 続きまして、美祢市立美東病院におけます令和4年度10月までの経営状況について御説明いたします。

まず、医業収益のうち、入院収益では10月までの期間における収益累計額として4億1,395万7,519円、前年度同時期での比較で590万一千百十——1,181円の増加となっております。

これは、入院患者数、昨年では1万5,390人でありましたが、今年度では1万5,588人で198人の増加、また、1人当たり診療単価では、42円増加の2万6,556円となったことが、収益増加の要因となっております。

次に、外来収益ですけれども、本年度では1億2,010万5,436円、対前年度同——同時期比で626万6,289円の収益増加となっております。

これは、外来患者数では、前年度と比較しまして17人減少しておりますけれども、先ほど市立病院のほうでも説明ありましたとおり、発熱外来受診患者の増加の影響が大きく、1人当たり外来診療単価、こちらが411円増加していることが要因となっております。

その他医業収益では、対前年度比で706万6,737円減少で4,777万4,973円となっております。主な要因としては、コロナワクチン接種時期、または対象者の違いがあったことから、これが大きく影響しております。

以上によりまして、本年度の医業収益累計額としては、対前年度比510万733円増加の6億179万7,225円となっております。

これに対しまして、医業費用につきましては、給与費で現場スタッフ——こちらは看護師、介護福祉士、診療放射線技師の増員を図ったことによる増加、また、材

料費では、診療材料の調達経費の高騰、また、薬品費では、ジェネリック医薬品の流通の停滞で、やむを得ず先発医薬品への切替えに伴う増加、市立病院と同様に、重油単価の増——上昇、また、電気代の大幅な高騰によりまして、医業費用全体としては、対前年度比で2,544万6,691円の増加の7億1,175万7,638円となっております。

これによりまして、本年10月末時点での医業収支とし——いたしましては、対前年度比で2,034万5,958円マイナスの1億996万413円の純損失となっております。

次に、医業外収益ですけれども、先ほどの市立病院と同様に、他会計負担金、他会計補助金に関しては、基準額の変更、また、医師の異動等による対象経費の変動により増減しております。

また、県支出金、これを主なものとして、コロナ患者受入れ病床確保のための空床補償となっておりますが、本年では4月から9月まで期間対象となっております、対前年度比で2,064万四千——4,000円増加しております。

なお、ここに計上しておる数字につきましては、受入れ額の対象としては、本年4月から6月までの3か月分が対象となっております。

これらの——これらによりまして、当年度10月末時点の経常収支としては、対前年度比で411万9,764円プラスの1億3,588万3,146円の純利益となり、給与費等の年度関連数値調整後の経常収支としては、対前年度比で604万7,845円プラスの5,335万2,223円の純利益となっておりますのでございます。

説明につきましては以上です。

○委員長（猶野智和君） この件に関して、委員の皆さんから何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） ないようでしたら、これ——ないようでしたら、これにて本委員会を閉会いたします。御審査、御協力、誠にありがとうございました。お疲れさまでございました。

午後11時07分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年12月8日

総務企業委員長